

石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会

委員名簿

(敬称略)

委員	石 井 俊 昭	石油連盟 環境安全委員会 安全専門委員会 消防・防災部会長
〃	市 川 芳 隆	四日市市消防本部 予防保安課 課長
〃	伊 藤 英 男	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
〃	岩 岡 覚	電気事業連合会 工務部 副部長
座長	大 谷 英 雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
委員	尾 川 文 彦	大阪府 政策企画部 危機管理室 保安対策課 課長
〃	加 藤 洋	神奈川県 安全防災局 危機管理部 工業保安課 課長
〃	越 谷 成 一	川崎市消防局 予防部 危険物課 課長
座長代理	佐 藤 慎 司	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	座 間 信 作	消防研究センター 火災災害調査部 部長
〃	高 橋 伸 夫	宮城県 総務部 消防課 課長
〃	土 井 純 二	(社) 日本ガス協会 技術部 製造技術グループマネジャー
〃	長 尾 賢 治	(財) エンジニアリング協会安全法規部会委員・テーマ分科会長
〃	福 島 啓 介	(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油備蓄部基地管理課 担当調査役
〃	水 内 千 明	(社) 日本鉄鋼連盟 防災委員会委員
〃	吉 田 一 史	石油化学工業協会 消防防災専門委員長

(以上、五十音順)

関係行政機関	福 原 和 邦	経済産業省原子力安全・保安院 保安課 コンビナート保安班長・技術班長
--------	---------	---------------------------------------

石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会開催要綱

(目的)

第1条 石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 研究会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 関係道府県の石油コンビナート等防災計画での災害想定に活用されている防災アセスメント指針について、東日本大震災等を踏まえた見直し。また、想定される災害の影響範囲、地域の人口や交通事情等を踏まえた避難計画策定の考え方。
- (2) 特定事業所に設置が義務付けられている特定防災施設等及び防災資機材等が地震動等により受ける影響に係る評価方法。また、影響評価を踏まえた当該施設・資機材の被害防止及び影響軽減の方法。
- (3) 上記(1)及び(2)の実効性を担保する方策

(研究会)

- 第3条 研究会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。
- 2 研究会に座長を置く。座長は研究会の委員の互選によってこれを選出する。
 - 3 座長は、研究会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
 - 4 座長及び委員は、必要に応じ、研究会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
 - 5 研究会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
 - 6 研究会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。なお、この場合、第1項から前項までを準用する。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

- 2 第3条第6号に掲げる分科会等の庶務は、検討する内容に応じて消防庁特殊災害室が処理する。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の座長が、これを定める。
- 2 研究会には、研究会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年7月10日から実施する。